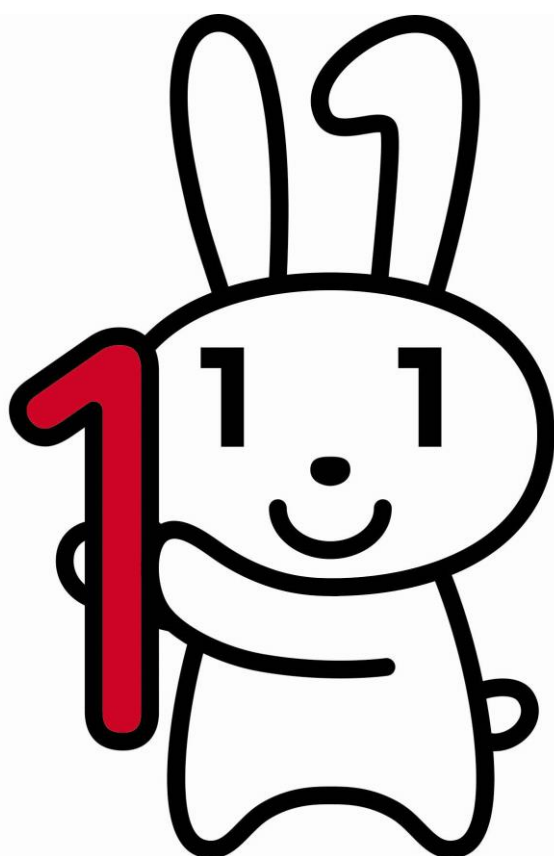


# マイナンバー ガイドブック



合志市役所 市民課 096-248-1113

令和5年10月版

最新版は合志市ホームページからダウンロードできます⇒



# 目次

1.マイナンバーって何？・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ページ

2.マイナンバーが必要な手続きは？・・・・・・・・・・2 ページ

3.マイナンバーカードとは？・・・・・・・・・・3 ページ

4.電子証明書って何？・・・・・・・・・・4 ページ

5.安全性はどうなっているの？・・・・・・・・・・5 ページ

■マイナンバーの利用について・・・・・・・・・・5 ページ

■マイナンバーカードについて・・・・・・・・・・5 ページ

■マイナンバーカードを紛失したら・・・・・・・・・・5 ページ

6.よくあるお問い合わせ・・・・・・・・・・6 ページ

■マイナンバーが分からなくなった・・・・・・・・・・6 ページ

■住所や氏名が変わったらどうするの？・・・・・・・・・・6 ページ

■マイナンバーカードに旧氏を記載したい・・・・・・・・・・7 ページ

■有効期限通知が来たらどうするの？・・・・・・・・・・7 ページ

■マイナンバーカードで何ができるの？・・・・・・・・・・8 ページ

・健康保険証として利用できます

・新型コロナワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）を取得できます

・マイナポータルが利用できます

・コンビニ交付サービスが利用できます

7.各種お問い合わせ先・・・・・・・・・・10 ページ

# 1.マイナンバーって何？



生まれたばかりの赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住民票がある人全員に指定された生涯変わることはない12桁の番号です。マイナンバー制度は平成25年に法案が成立し、平成27年にマイナンバーの番号が指定されました。

## ■マイナンバーでできる事

社会保障・税・災害に関する手続きの際に必要な書類が減り、手続きがより簡単になります。

## ■公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくすることで、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止します。また、本当に支援が必要な人に細やかな支援を行うことができます。

## ■業務がよりスピーディーになります

行政機関で、個人情報の照合等にかかっていた時間が大幅に減少し、業務が正確でより迅速になります。

# 2.マイナンバーが必要な手続きは？

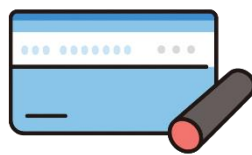
■預金口座の開設のため（銀行や郵便局）

■アルバイトやパート、就職のとき（職場）

■税金の申告のため（税務署、市町村）

■資産運用手続きのため（銀行、証券会社）

■年金給付の手続きのため（日本年金機構）



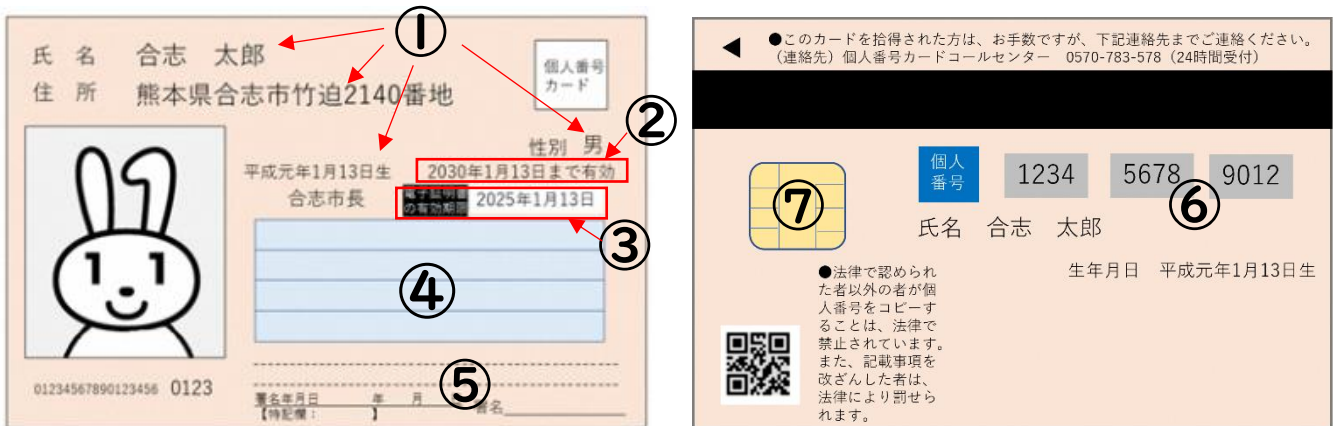
マイナンバーの利用は法令で定められた範囲（社会保障・税・災害対策分野）に限られています。マイナンバーの提供が求められた場合は、利用目的をご確認ください。

マイナンバーを提供する際、マイナンバーが確認できる書類+本人確認書類が必要です（下記表参照）。マイナンバーカードがあれば1点で本人確認と番号確認がとれます。

マイナンバーを確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード（住所、氏名に変更がないもの）</li> <li>・住民票（マイナンバー記載のもの）</li> <li>・住民票記載事項証明書（マイナンバー記載のもの）</li> </ul>
本人確認書類 Aから1点またはBから2点	<p>A：運転免許証、パスポート、在留カードなど</p> <p>B：健康保険証、年金手帳、介護保険証など</p>

### 3.マイナンバーカードとは？

マイナンバーカードは申請した人が持つことができる、顔写真入りのプラスチックカードです。このカード一枚あれば、マイナンバー提示と本人確認をすることができます。



#### ① 基本 4 情報（氏名、生年月日、住所、性別）

婚姻やお引越して、基本 4 情報のいずれかが変更になった場合は変更手続きが必要です

#### ② マイナンバーカードの有効期限（直接印字）

18 歳未満は発行から 5 回目、18 歳以上は発行から 10 回目の誕生日まで

※在留期限に定めのある外国人の方は、その在留期限まで

#### ③ 電子証明書の有効期限（手書きで記載）

②の期限を超えない範囲で、発行から 5 回目の誕生日まで

#### ④ 追記欄（自分では何も記入しないでください）

基本 4 情報が変わった場合に、新しい内容を市が印刷する欄です

#### ⑤ 臓器提供意思確認欄

内容をご確認のうえ、希望する場合は署名してください

#### ⑥ マイナンバー

通知カードや個人番号通知書に記載されているものと同じ 12 桁の数字です

#### ⑦ IC チップ

氏名、住所などマイナンバーカードの表面に印刷されている情報だけ記録されています。  
年金番号などの秘匿性の高い個人情報には記録されていません。

マイナンバーカード専用ケースに入れると、性別、臓器提供意思確認欄が隠れて見えなくなります。ケースは IC チップ破損防止にもなりますので、マイナンバーカードはケースに入れたまま保管してください。専用ケースは市民課、各支所（須屋、泉ヶ丘）、西合志総合窓口課（御代志市民センター内）の窓口で無料配布しています。



## 4.電子証明書って何？

マイナンバーカードには2種類の電子証明書があります。

### ①署名用電子証明書 (暗証番号：アルファベット大文字と数字の組合せで6～16桁)

インターネットを通じて申請や届出を行う際に、やり取りをしている人が本人であることや、送信するデータがなりすましによる改ざんがされていないことを証明するために利用します。成年被後見人や15歳未満の方以外は発行することができます。

メモ

### ②利用者証明用電子証明書 (暗証番号：数字4桁)

健康保険証としての利用やマイナポータル(子育てや介護などの行政手続きが可能な政府が運営するオンラインサービス)にログイン、コンビニ交付サービス利用の際に、本人であることを確認するために使います。全ての方に発行することができます。

メモ

電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの有効期限を超えない範囲で発行から5回目の誕生日までです。マイナンバーカード表面に直接印字されている、マイナンバーカードの有効期限とは異なりますのでご注意ください。

署名用電子証明書は5回、利用者証明用電子証明書は3回暗証番号を間違えるとロックがかかりますのでご注意ください。ロックを解除するためには、本人がカードを持って市役所窓口に来庁する必要があります(未成年者は同一世帯の親権者が代理手続き可能)。詳しくは市民課(096-248-1113)にお尋ね頂くか、合志市ホームページをご確認ください。



マイナンバーカードの各種手続きについて

### ■署名用電子証明書の暗証番号がコンビニなどで初期化・再設定ができます

マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書の暗証番号、スマートフォン、「JPKI暗証番号リセットアプリ」が必要です。アプリを「地方公共団体情報システム機構公的個人認証サービスポータルサイト」からダウンロードしてご利用ください。



署名用パスワードをコンビニで初期化

### ■電子証明書の有効性をアプリで確認できます

マイナンバーカード、暗証番号、スマートフォン、「JPKI利用者ソフトアプリ」が必要です。アプリを「地方公共団体情報システム機構公的個人認証サービスポータルサイト」からダウンロードしてご利用ください。



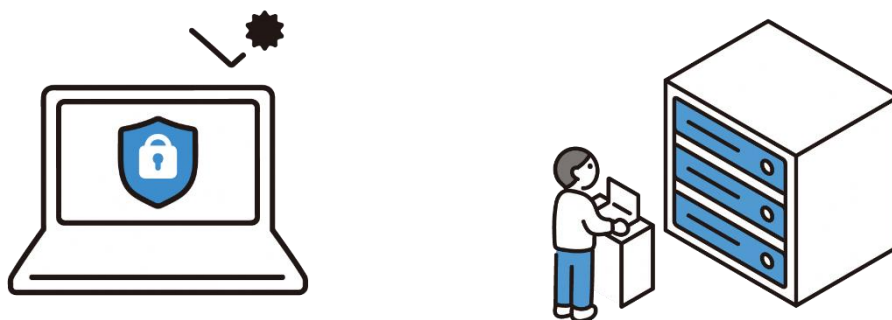
JPKI利用者ソフトのダウンロード

## 5.安全性はどうなっているの？

### マイナンバーの利用について

マイナンバーの利用は法律や条例で定められた事務に限定されています。それらの事務でマイナンバーを利用する場合、ウイルス対策ソフトの導入や担当者以外は情報にアクセスできないよう制限を掛けるなど、マイナンバーを安全に取り扱うために適切な対策を講じる義務があります。

また、都道府県や市町村、年金機構などのそれぞれの機関で個人情報を分散して管理するため、万が一、どこかでマイナンバーなどの情報が漏洩<sup>ろうえい</sup>しても芋づる式に情報が漏れることはありません。行政機関同士で情報をやりとりする場合は、直接マイナンバーを使用せず、通信を暗号化して行います。



### マイナンバーカードについて

マイナンバーカードは特殊加工により簡単に顔写真の張替えができません。カード自体も文字をレーザーで彫り込み、複雑なパターンの特殊加工・特殊印刷により作られているため、偽造しにくくなっています。

ICチップには、カード表面にも記載のある「氏名、住所、生年月日、性別」の基本4情報のデータのみが登録されています。税や年金情報、口座情報、薬剤情報などのプライバシー性の高い情報は登録されていません。

また暗証番号は一定回数以上間違えるとカードがロックされ、チップを無理やり読み出して解析しようとするると自動的に内容が消去される仕組みになっています。

### マイナンバーカードを紛失したら

マイナンバーカードを紛失・盗難にあった場合は、すぐに一時停止手続きが必要です

- ① マイナンバーカード総合フリーダイヤル（無料）に連絡

**0120-95-0178、音声案内 2** ※紛失については 24 時間 365 日受付

- ② 警察に「遺失届」を提出（自宅内紛失の場合は不要）

※カードが見つかった場合や再発行ご希望の場合、市民課での手続きが必要です。詳しくは市民課（096-248-1113）にお尋ね頂くか、合志市ホームページをご確認ください。

※合志市 HP「マイナンバーカードを紛失してしまったとき」→



## 6.よくあるお問い合わせ

### マイナンバーが分からなくなった

平成 27 年 10 月下旬以降、各世帯に郵送された紙製の「通知カード」の券面に記載されています。令和 2 年 5 月 25 日に通知カードは廃止になっているため、通知カードの再発行や住所の書換えはできません。住所が変更になっている場合、マイナンバーを証明する書類としては使用できませんが、マイナンバー自体は変わりませんので番号確認としてお使い頂けます。

令和 2 年 5 月 25 日以降に出生届出などにより新しく付番された方には、届出から 3~4 週間程度で「個人番号通知書」が郵送されます。

また、電話でマイナンバーをお教えすることはできません。本人または世帯員がマイナンバー記載の住民票（300 円/通）を取得してご確認ください。カードとして手元に保管したい場合は、マイナンバーカードの作成が必要です。マイナンバーカードをお持ちの場合は、カード裏面に記載がありますのでカードケースから取り出してご確認ください。

	通知カード	個人番号通知書
対象者	マイナンバー制度開始から R2.5.25 以前に付番された人	R2.5.25 以降に付番された人
マイナンバーを証明できるか	氏名や住所に変更がなければ可能	証明する書類として使用できない
再発行 住所、氏名の変更	<b>不可</b>	



### 住所や氏名が変わったらどうするの？

マイナンバー自体は変わりませんが、カード券面や IC チップデータの変更が必要です。手続き窓口や持参物は下記をご確認ください。

	手続きできる窓口	持ってくるもの
合志市内での転居	合志市窓口	マイナンバーカード、暗証番号控え
他市町村から合志市への転入		
合志市から他市町村への転出	転出先の市町村窓口	マイナンバーカード、暗証番号控え
合志市から海外への転出	合志市窓口	マイナンバーカード
海外から合志への転入		
氏名変更		マイナンバーカード、暗証番号控え

※転入、転居などの際、マイナンバーカードの継続の手続きを一定期間しなければ失効になります。

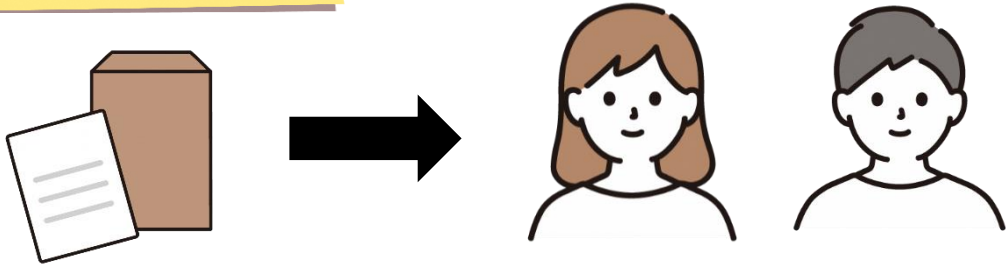
※国外に転出するとマイナンバーカードは失効します。再入国の際に持参して返却すると無料で再発行が可能です。返却出来ない場合は 1,000 円の手数料がかかります。

※本人または同一世帯の方以外は手続きできません。やむを得ず代理人での手続きを希望される場合は、事前に市民課（096-248-1113）までお問い合わせください。

## マイナンバーカードに旧氏を記載したい

合志市窓口で旧氏併記の申請が必要です。本人が戸籍謄本とマイナンバーカード、暗証番号の控えを持参下さい。旧氏併記をした場合は、申請日以降に発行する住民票や税証明書などの証明書や、国民健康保険証等にも全て旧氏が併記されます。

## 有効期限通知書が来たらどうするの？



有効期限の約3ヶ月前に J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から有効期限通知書が送付されますので、更新のお手続きが必要です。カードの更新の場合は通知書に同封されている申請書、マイナンバーカードなどを本人がお持ち頂き合志市窓口で申請するか、オンラインで新しいカードの申請をしてください。電子証明書の更新の場合は、マイナンバーカードと暗証番号の控えをもって本人が合志市窓口までお越しください。電子証明書は有効期限内であれば、通知書に同封されている委任状を使用して代理人でも手続きすることができます。

ただし、お引っ越しのタイミングなどで通知が受け取れない場合もありますので、そのときはお住まいの市町村窓口でマイナンバーカードや電子証明書の更新手続きを行ってください。

在留期限に定めのある外国人の方は、その在留期限までがマイナンバーカードの有効期限です。在留カードの更新手続き後、有効期限が切れる前に更新の手続きが必要です。マイナンバーカードと更新後の在留カードを市役所窓口までお持ちください。有効期限が過ぎるとマイナンバーカードは失効し、発行には1,000円の手数料がかかります（永住者の方も有料）。

日本人の方	マイナンバーカード	電子証明書
有効期限	18歳以上：発行から10回目の誕生日 18歳未満：発行から5回目の誕生日 ※永住者の方も期限については同様	発行から5回目の誕生日 (カードの期限を超えない範囲)
手続き (無料)	有効期限到達の3ヶ月前から可能 オンラインまたは市役所窓口で申請	有効期限到達の3ヶ月前から可能 市役所窓口で手続き
外国人の方 (在留期限有)	在留期限までが有効期限 期限切れ後の再発行は有料	カードの期限までが有効期限 期限切れ後の再発行は有料

手続きの際に必要なものなど、詳しくは合志市ホームページ「マイナンバーカード（個人番号カード）更新、電子証明書の更新について」をご確認ください。





## マイナンバーカードで何ができるの？

### ■健康保険証として利用できます

令和3年10月20日からマイナンバーカードを使用して、専用機械を導入した病院や薬局などの医療機関を受診できるようになりました。また、特定検診や薬剤情報がマイナポータルで閲覧できます。利用するためには保険証利用の登録が必要です。

登録方法や対応している医療機関など、詳しくは厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの健康保険証利用について」をご確認ください→



### ■新型コロナワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）を取得できます



令和3年12月20日から、新型コロナワクチン接種証明書（電子版）が取得できるようになりました。スマートフォンで日本政府公式提供の専用アプリをダウンロードし、マイナンバーカードを使用することで取得できます。

利用の際には数字4桁の「券面事項入力補助用暗証番号」が必要です（利用者証明用電子証明書暗証番号と違う番号に設定している方は事前に控えをご確認ください）。

アプリのダウンロードや取得方法など、詳しくはデジタル庁ホームページ「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」をご確認ください→



### ■マイナポータルが利用できます



マイナポータルとは、子育てや介護などの行政手続きや、お知らせを受け取ることができる、政府が運営するオンラインサービスです。24時間いつでもどこでも手続きすることができます。

また、自分の薬剤情報や特定検診などの医療情報や税・所得に関する情報、年金関係情報を確認することができます。

利用の際には、スマートフォンにマイナポータルアプリをダウンロードする必要があります。詳しくは「マイナポータルサイト」上部の「ログイン」から、「利用者登録」のページをご確認ください→



## ■コンビニ交付サービスが利用できます

令和4年11月1日から、コンビニなどに設置されているマルチコピー機から住民票などの証明書が取得できるようになりました（利用者証明用電子証明書の数字4桁暗証番号が必要です）。

- ・利用時間： **午前6時30分～午後11時まで**（一部店舗は営業時間内）  
※年末年始（12月29日～1月3日）、メンテナンス時は利用できません
- ・利用可能店舗：全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン九州など  
※マルチコピー機が設置されている店舗に限ります
- ・取得可能証明書：コンビニ交付手数料はいずれも **1通200円**です  
※窓口発行分は1通300円です

証明書（取得できる範囲）	※市町村によって取得できる証明書の種類に違いがあります
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票 （本人及び世帯員）</li> <li>・住民票記載事項証明書 （本人及び世帯員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本籍・筆頭者、世帯主名・続柄、個人番号の記載有無が選択可</li> <li>※住民票の写しには在留カード番号などの外国人項目も記載可</li> <li>●住民票コード、外国籍の人の通称履歴の記載はできません</li> <li>●複数枚に渡って印刷される場合、取り忘れにご注意ください</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証明書 （本人のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●合志市で印鑑登録がお済の人のみ取得可能</li> <li>※登録がお済でない人は合志市窓口で登録申請が必要です</li> <li>●マルチコピー機では、印鑑登録証での証明書発行はできません</li> <li>※合志市窓口で請求する場合は、マイナンバーカードで証明書の発行はできませんので、必ず印鑑登録証をお持ちください</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得証明書（本人のみ）</li> <li>・課税証明書（本人のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発行は最新年度分のみで、年度切替は毎年6月1日です （過年度分は合志市窓口での請求になります）</li> <li>●その年の1月1日に合志市に住民票がない人、扶養になっている人で所得の申告がない人は発行できません</li> <li>●児童手当用の所得証明書はマルチコピー機では取得できません</li> <li>●世帯表記分の課税証明書はマルチコピー機では取得できません</li> </ul>

- ・利用方法 各店舗に設置しているマルチコピー機の種類により操作方法が異なります。操作方法については地方公共団体情システム機構ホームページをご確認ください→



### ・注意事項

コンビニ交付で取得した証明書は誤って取得した場合でも、交換・返金はできません  
証明書の取得時点で合志市に住民票がない人、DV支援措置対象者や成年被後見人などは利用できません。詳しくは合志市ホームページ①「コンビニ交付サービスが利用できない人」②「コンビニ交付サービスの注意事項」をご確認ください。

①



②



## 7.各種問い合わせ先

### 合志市役所

【マイナンバーカードに関する手続き可能窓口】

- ・市民課 合志市竹迫 2140 番地 096-248-1113
- ・西合志総合窓口課 合志市御代志 1661 番地 16 096-242-1113
- ・須屋支所 合志市須屋 1399 番地 096-345-4400
- ・泉ヶ丘支所 合志市幾久富 1947 番地 7 096-248-3453

※マイナンバーカードの交付については市民課のみです。ご注意ください。

【受付時間】平日午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分まで（土日祝日、年末年始除く）

### マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（無料）

平日：午前 9 時 30 分～午後 8 時、 土日祝：午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

※紛失・盗難による一時停止は 24 時間 365 日対応

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報の番号を押してください

- 1 番 マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード  
コンビニ等での証明書交付サービスに関すること
- 2 番 マイナンバーカード、電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
- 3 番 マイナンバー制度・法人番号に関すること
- 4 番 マイナポータル、健康保険証利用、スマホ用電子証明書に関すること
- 5 番 マイナポイントを活用した消費活性化策に関すること
- 6 番 公金受取口座登録制度に関すること

### 個人番号カードコールセンター

（全国共通ナビダイヤル）0570-783-578（有料）

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 8 時（年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

※紛失・盗難による一時停止は 24 時間 365 日対応

### ■外国語対応■ 0120-0178-27（もしくは有料の 0570-064-738）

個人番号通知、通知カード、マイナンバーカード、紛失・盗難による一時利用停止

#### 受付時間

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語：24 時間※

タイ語、ネパール語、インドネシア語：午前 9 時～午後 6 時

ベトナム語、タガログ語：午前 10 時～午後 7 時

※午後 8 時～翌午前 9 時 29 分はマイナンバーカード一時利用停止のみの受付となります